

議案参考資料

[令和6年第4回定例会(12月)]

[担当課(室)係]

人材育成課 人事給与担当

議案名

議案第88号 桐生市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正に準じ、会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数について、所要の改正を行おうとするものです。

概要

○パートタイム会計年度任用職員については、再任用職員同様、期末手当を0.025月、勤勉手当を0.025月、合わせて0.05月引き上げます。

(期末手当及び勤勉手当の年間支給月数 2.35月⇒2.4月)

また、フルタイム会計年度任用職員については、正規職員同様、期末手当を0.05月、勤勉手当を0.05月、合わせて0.1月引き上げます。

(期末手当及び勤勉手当の年間支給月数 4.5月⇒4.6月)

[令和6年12月1日から適用]

○会計年度任用職員の報酬額は、一般職の職員の給与に関する条例に規定する給料表によるものとしており、同条例の改正により、平均11.9%の引上げとなります。

[令和6年4月1日から適用]

(施行期日：公布の日)

背景・経過

会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数については、一般職の職員の給与条例改正に準じて改正を行っております。